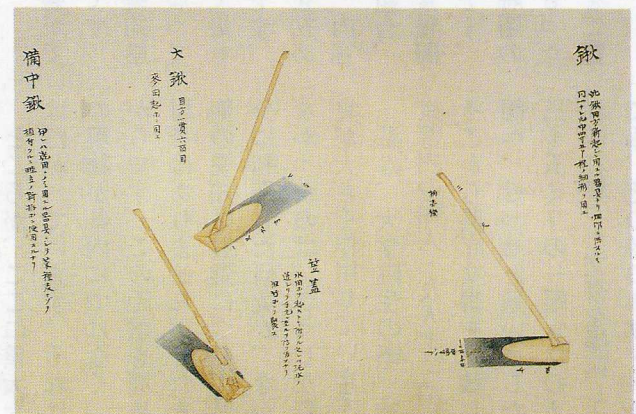
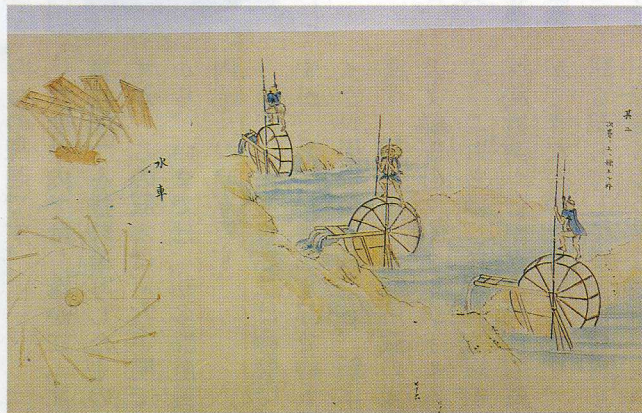
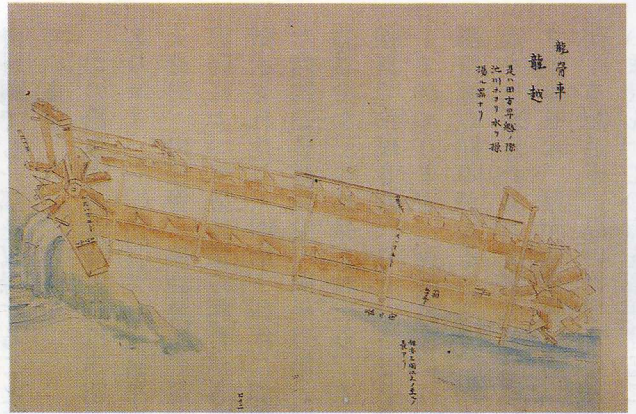


愛知県公文書館だより

目次

「知多郡農具図」	1	愛知県産業史と公文書館史料	2
資料紹介「東加茂郡役所文書」	4	戦前に愛知県が刊行した資料	5
企画展「藩庁文書にみる愛知の明治維新」	6	史料の収集について	6
情報化時代の公文書館	7	「コラム」明治の役人に親しむ	7
レファレンスコーナー	8	利用案内・編集後記	8



「知多郡農具図」
知多郡役所作成
卷子本（乾・坤の二巻）

愛知県産業史と公文書館史料

複製と原本

名古屋文理大学助教授
愛知県史編さん委員会調査執筆委員

伴野泰弘



今後の課題です。

愛知県内では、ほかに「北設楽郡農具絵図」を抜粋筆写したものがありませんが、この原本は所在不明です。ですから、いまでは「知多郡農具図」は県内唯一の原本です。

さて、公文書館には複製ではありませんが、県庁文書が全部で約五千冊、マイクロ撮影から紙焼し、製本してあります。国立公文書館所蔵の太政類典や公文録等のマイクロフィルムもあります。これらは、いずれも以前は東京の所蔵機関へ行かなければ閲覧することができなかつたものであり、名古屋に居ながらにして地元の資料を見ることができるようになった便宜は、語っても語り尽くせない大きいものがあります。

実は私は、この県庁文書の複製ができるのを心待ちにしていた一人です。というのは、所蔵予定の資料に愛知県庁文書の複製が含まれることになっており、それを自分の研究にとって最も基礎的な資料と重視していたからです。

県庁文書は、明治初年から大正初めまでの時期をカバーしており、内容的には地租改正、勸業勸農、同業組合、会社の設立、県政功労者、農業食糧問題、教育・学校などの分野が豊富です。こうした問題はもちろん、この時期の愛知県に関する諸問題に興味をもった人はまず、公文書館にある目録をご覧になることをお勧めします。

私の専門は、明治前半期の農業です。

主な対象地域は、自分が住む愛知県です。その時代の愛知県農業の実像を明らかにする資料として、県庁文書はあたる意味で宝の山でした。

県庁文書は、基本的に県と関係機関の間でなされた交換文書を編集したものです。それは、郡役所・町村役場と県庁との間で交わされた文書や、政府関係省庁（とくに農商務省）との間でやりとりされた文書などを、主な内容としています。したがって、そこには時々の必要に応じてなされた各種の調査や、施策の立案過程を示す内部文書など、通常は表面に出ないが、当時の県行政や地域の実情を示す資料が含まれています。

ところが、ここに重大な障害が立ちました。ただかっています。それは、県庁文書の現物が県内ではなく、東京にあるからです。この距離を埋めることは簡単ではありません。それまで明治前半期の愛知県農業について県庁文書を十分に利用した研究が、なかなかでてこなかったのは、こうした資料利用の便宜が大きく作用しています。

私は、大学院生の頃、神奈川県や東京都内の知人・友人宅に泊めてもらい、そこから県庁文書を所蔵している諸機関へ、せっせと通いました。そして、三十五ミリの一眼レフのカメラで、これはと思った文書を撮影しました。（今でも、その時のネガフィルムは保存し

愛知県公文書館は、今から十三年前にできました。そのときは、旧愛知県文化会館等から継承した資料が主な所蔵物でした。冊数は多くありませんが旧藩関係文書、郡役所文書四種二百四十六冊、地籍図二千九十八枚、地籍帳二千四百二十四冊などがあります。これは他のどこにも替わるものがない原本であり、きわめて貴重なものです（表「主な明治大正期の所蔵史料」参照）。

この内、愛知県庁の文書八十九冊には、産業予算等に関わる十五冊が含まれています。また郡役所文書五十四冊にも、地方功労者等、褒賞を受けたり表彰されたりした人物の功績、履歴に関する書類があり、いずれも愛知県産業史にとって興味深いもの貴重な資料です。

この他に、のちに県事務所三ヶ所から移されたものが、明治期を中心に四十冊あります。「公文書館だより」本号の表紙に掲載されている「知多郡農

具図」もその内の一つです。これは、幕末・明治初年の知多郡における農具・水利や生活に使用された道具類を彩色で図示した巻物で、当時の民俗、農業の状態を具体的に示しています。こうした絵図類の類例は全国的にも多くはなく、きわめて貴重なものです。県史資料編でも一部を収録することになっています。

この農具図の作成経過は不明の点があります。というのは、明治前半期に、大蔵省、内務省、農商務省の農業担当部局によって農具類の調査が各府県に指示されたり、明治十四年に開催された内国勸業博覧会、同年の第一回全国農談会などに出品されたり、また府県独自で作成されたりと、さまざまなかたががあります。資料自体には、知多郡役所の押印があるのみで、作成の経過をうかがわせる文書などは添付されていません。県庁文書等にも、これに関する記述を、見いだすことはできていません。この点を説明することは、

てあります。）

しかし、こうした暇にまかせた資料調査を誰でもいつでもできるとは限りません。むしろ、こうした条件を備えた人はきわめて限られた少数というのが実態です。逆にいえば、当時の私は、そうした条件をもった限られた少数者の一人であったと思います。

にもかかわらず、相対的には条件に恵まれていたこの私でも、やはり東京に通いつづけるには限界がありました。そんなときに、公文書館ができ、県庁文書の複製を名古屋で見ることが可能になると知り、もうこれで東京に行かずとも済むと安堵しました。

ですから、公文書館が開館した際には、見たい文書をまっさきに閲覧しました。たしかに、それは間違いなく、私が東京で見た県庁文書の複製でした。

ところが、これは問題の解決ではなく、新たな問題の始まりでしかありませんでした。というのは、現物と複製とはやはり本質的に違うものだからです。

例えば、県庁文書の中にはかなり分厚い簿冊があります。十数センチにおよぶものも珍しくはありません。それを撮影する際には、机上に水平に開き上から光を当て、カメラの画像に収めます。したがって、簿冊の綴じ目の部分を十分に開くことができず、綴じ目に近い部分の文字はうまく撮影できないからです。

また、原文書には朱書きで訂正した部分や色刷りの書類が綴じこまれたりしています。これは、モノクロ写真では判別できません。

筆書きの場合、筆遣いや文字の勢い濃淡が、その文字を読解するのに大きなヒントになりますが、複製にはあまり期待できません。

そして何よりも、紙の質の差が複製では全く消去されてしまうことが問題です。簿冊の中には、さまざまな地域の諸機関、多様な諸個人によって作成された多種多様な紙質の種差があります。それが、原文書の性格を判断する際の重要な一条件にもなります。

こうした諸問題を複製は含んでいません。したがって、さしあたりの手がかかりとしては、有用であっても、現物にとつて変わることはできません。上の問題にぶつかつたら、それを解決するため、やはり東京へ行って原資料にあり直さねばなりません。

これらの諸問題を一挙に総て解決することはできないにしても、必要性、緊急性の高いものから優先的に解決していくことはできます。その中には、綴じ目の写っていない部分の撮影をやりなおすことは、ぜひとも最優先で実施することが必要です。

現に、ただいま愛知県史の資料編が編纂されていますが、この部分を解明するために、今年度だけですでに数回、三〜四名が往復し、追加も予定されて

います。それ以前にも、東京在住の委員に、県庁文書の不明部分の解読を依頼してきています。今後も、明治期を扱う十数冊の編纂がなされるたびに同じことが繰り返されるでしょう。

この問題をなぜ強調するか。それは、たんに一部局・一機関の範囲にとどまらない広がりがあるからです。いま、県内各地で自治体史編纂の事業が進められていますが、その総てに関わってくるからです。また、将来も何十周年という節目ごとに自治体史の編纂はなされます。さらに、かつての私のように個人で県庁文書を調査する人もいま

す。こうした将来に関わる重大問題なのです。さいわい、今は県史の編纂の真っ最中です。これに取り組む絶好のチャンスです。

こういう意味があると認識されれば、おのずと対応の仕方は異なってくることでしょう。ひとり、公文書館だけが負担を背負わなければならないなどと考えるのではなく、関係機関、関係自治体、研究機関なども協力して大所高所から大局的な判断でぜひとも緊急に取り組んでいただくことを要望して、本稿を終わります。

(表) 主な明治大正期の所蔵史料 (平成10年度末現在)

原 本	旧藩関係文書	47冊	
	県庁文書	89冊	
	学務課文書	56冊	
	郡役所文書	旧文化会館収集文書	54冊
		県事務所収集文書	40冊
	地籍図	2,198冊	
地籍帳	2,424冊		
複製 本	徳川林政史研究所所蔵県庁文書	2,056冊	
	国立史料館所蔵県庁文書	2,404冊	
	水産庁中央水産研究所図書室所蔵県庁文書	78冊	
	国立公文書館内閣文庫愛知県史料	23冊	
マイク ロ フ ィ ル ム	国立公文書館所蔵太政類典・公文録等	1,399巻	

『東加茂郡役所文書』

〔資料紹介〕
愛知県足助事務所旧蔵



東加茂郡役所事務功程書 (図1)

こうした本郡役所の活動の中で作成された公文書が『東加茂郡役所文書』である。ここで紹介する文書は、元は愛知県足助事務所が保管していたものであるが、現在は本館が引き継ぎ、所蔵している。

同郡役所文書には他に、県総務部文書課から県文化会館に移管され本館所蔵に至ったもの一冊、第二次世界大戦前に県庁が尾張徳川黎明会に下付し、現在、国立史料館所蔵のもの三冊(本館で複製本を所蔵)がある。

このたび新たに県足助事務所旧蔵分の整理を終え、利用ができるようになったため一部概要を紹介したい。

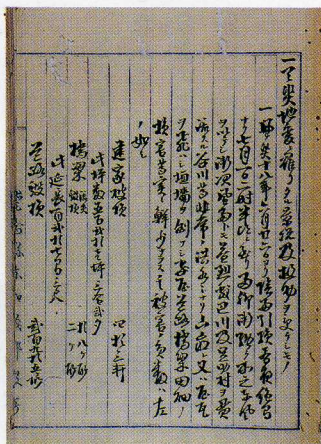
功程書留	明治16~27
事務功程書	明治27~34
事務功程書	明治35~42
事務功程書	明治43~大正4
事務功程書	大正5~15
郡有林事業二関スル書類綴	明治38~44
郡有林事業二関スル書類綴	明治45~大正4
郡重要里道関係書	明治43~大正10
東加茂郡制史料 其一、其二	大正12
三河国東加茂郡実測図 巻~六	明治17
[東加茂郡誌原稿] [1, 2]	明治28
[東加茂郡役所等関係写真真像] [1, 2]	明治~

県足助事務所から本館へ移管の東加茂郡役所文書

右のうち特筆すべきは「功程書留」・「事務功程書」と題する公文書である(図1)。「功程」とは、はかどり具

合の意味で、郡治事務の実績報告書といえよう。一八八二年(明治十五)から一九二六年(大正十五)の郡役所廃止に至るまでを内容とし、毎年東加茂郡役所で作成し、愛知県に進達した決裁文書又は供覧文書が五冊に綴られている。項目の例としては、令達・郡役所組織・学事・農業・商工業・水産・郡有林事業・郡会・災害・物産・徴兵・道路橋梁・町村制などがあり、東加茂郡の行政や事業は勿論のこと、産業・経済・教育・衛生などの郡勢の推移を四十五年間にわたって調べることでできる県内では他に例を見ない貴重な史料である。

ここで、内容の一例として、「功程書留」(明治十六~二十七)に綴られている「明治十八年中東加茂郡政蹟」より、天災の記述(図2)を見てみよう。このままでは読みにくいので、解説文を載せておく。



(図2)

一天災地変二罹リタル景況及救助ヲ受ケシモノ
一風災、十八年六月廿六日ヨリ降雨

引続、昼夜絶間ナク、七月一日二時半頃ニ至リ雨脚漸強ク、加之東風ヲ以テシ、漸次風雨トモ益烈敷、巴川及足助村ヲ貫流スル谷川等非常ノ洪水トナリ、山崩レ又ハ屋瓦ヲ飛ハシ、垣牆ヲ倒フシ、家屋・道路・橋梁・田畑ノ損害等実ニ鮮少ナラス、其被害ノ員数ハ左ノ如シ

建家破損 四拾三軒
此坪数五百式拾壹坪三合式ノ
流矢 拾八ヶ所
橋梁 毀損 二ヶ所
此延長百式拾七間三尺
道路毀損 式百九拾五ヶ所
(以下略)

これは東加茂郡下で一八八五年(明治十八)六、七月に発生した風水害の記録で、山崩れや建物・橋梁・道路などかなりの被害があったことが具体的に分かる。これら郡役所の史料は、管轄地域の歴史はもとより愛知県の近代史、各分野史を研究する上でも大変参考になるものである。地域との結びつきが強かった郡役所の文書は、ふるさとの歴史を探るための好個の史料でもあり、多くの方々にご利用していただきたい。(石川)

戦前に愛知県が 刊行した資料

『愛知県勸業雑誌』

第一号～三号



愛知県勸業課が明治十三年から十五年に刊行したもので、現在本館で三冊所蔵している。これは、公文書館開館の際に故湯浅四郎氏（文献収集家）から寄贈されたものである。

四号以降の所在や刊行の有無については不明であるが、明治前期の愛知県の農工商の一端を知ることができる資料である。

第一号（木版印刷、和紙、十五丁）

は、明治十三年九月に刊行され、勸業局農事月報に掲載された勸業局長の虫災諭言、県内初の北設楽郡農談会の開設、洋種麦の試作、士族授産のため名

古屋久屋町に設けられた愛知県織工場についてなど記されている。

第二号（活版印刷、五十九頁）は、

明治十四年十月に刊行され、同年開催の第二回内国勸業博覧会に出品し、受賞した百二十三人の出品者の品目と理由が掲載されている。ちなみに名古屋区鉄砲町の七宝会社の七宝画製器が名誉賞を受賞している。

第三号（活版印刷、三十九頁）は、

明治十五年五月に刊行され、薪量節減のための竈の改良、明治十四年に開催された繭・生糸の丹羽・葉栗郡共進会の概況、山林養植法、勸業博覧会報告の出品一覧表、各地方の虫害報告での虫類の名称、稲の刈り採りのことなどが記載されている。（いずれもB6判）

『愛知県商品陳列館報告』

第一号～一四五号

（明治四十四年四月～大正十二年七月）



愛知県商品陳列館の沿革は、明治十一年に、名古屋に工芸博物館を設置したのが起こりである。博物館では、美術・工芸・衛生・教育・農産・林産・水産に関する物品を収集し陳列した。

そして明治十四年に公立名古屋博物館となり、十六年には従来の官民合同から県立となり愛知県博物館と改称した。その後、規模の拡張や組織の変革を経て、明治四十三年に竣工、翌四十四年に愛知県商品陳列館の開館となった。

この報告は、明治四十四年四月に第一号が発刊され、主として県下の商工業や商品状況を紹介するため毎月一回発行された。同時期、同じように第一号が発行された『愛知県商品陳列館特報』も毎月一回発行され、主として海外や県外の情報を掲載した。特報は大正三年三月号で廃止となり報告でまとめることになった。本館では大正元年十二月の第二十一号まで所蔵している。

大正三年一月の報告第三十四号は、殖産興業や公共事業に功労のあった豊田佐吉を始め二十三の実業家や会社・組合などの実績が紹介されている。

大正十年八月には愛知県商品陳列所と改称したため、報告も第一二三号から『愛知県商品陳列所報告』と改められた。（報告・特報とも菊倍判、大正八年からは四六倍判）

『愛知商工』



これは『愛知県商品陳列所報告』の改題で、戦前に刊行されたものは、第一四六号（大正十二年十月）から第二一七号（昭和十五年八月）までを所蔵している。（欠号あり）（A5判）

第二〇〇号までは、愛知県商品陳列所の発行であるが、昭和十一年三月に商品陳列所は愛知県商工館と改称され、第二〇一号（昭和十一年五月）から愛知県商工館の発行となった。商工館は昭和十一年五月に竣工、開館した。

『愛知商工』と改題したことについて第一四六号で、報告書の標題では官僚式なので、愛知県の商工業が愛知県商品陳列所にとって生命であるという信念をより適切に表わすならその方がよいと述べている。

（伊藤）

企画展から

愛知の明治維新

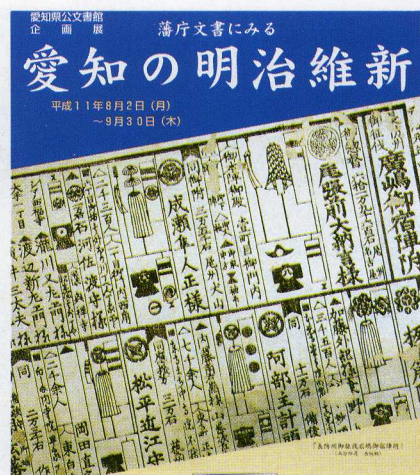
平成十一年八月二日(月)～
九月三十日(木)

平成十一年八月二日から同年九月三十日まで、本県の歴史や本館所蔵資料について知っていただくため、企画展「藩庁文書にみる愛知の明治維新」を開催した。

展示の内容は、第一「幕末の尾張藩をめぐる様相」で、第一次長州征伐、尾張藩における佐幕派の処断（青松葉事件）、尾張草莽諸隊、世直し一揆などの関係史料を、第二「名古屋藩の諸改革」で、明治初期の同藩における職制・禄制改革など、明治維新期における名古屋藩の動向や、藩制改革の実態を、主に名古屋藩庁文書を使用して、分かりやすく紹介した。

本県の前身でもある名古屋藩の諸改革に苦悩する様子は、現在、愛知県が進めている行財政改革を思わせ、研究者から一般の方まで興味を持って見ていただいた。新聞やテレビなどマスコミにも紹介され、関心の高さがうかがわれるタイムリーな展示であった。

(加藤)



企画展を見て

名古屋博物館学芸員

加藤 和俊

このたびの愛知県公文書館の企画展「藩庁文書にみる愛知の明治維新」では、名古屋藩庁文書を中心とした公文書館所蔵の文書群によって、幕末から愛知県成立前夜にかけての変動が、いかに大きく、複雑であったかが示されています。同じく展示に関わるもの

としての感想を言わせていただくならば、「実に生々しい展示」の一語につきます。それを可能とした第一は、藩庁文書という、幸いにも保管され続けられてきた同時代資料を用いた、公文書館ならではの展示だった点でしょう。江戸幕府を倒すことで政権を獲得した明治新政府でしたが、二百六十年余の長きにわたって熟成されてきた、末端に至るまでの支配制度を容易には一新で



きず藩に対して旧来の制度の改革を要求するといった、新政府と藩との産みの苦しみや、藩庁文書からしか知ることのできない歴史が、自然に吸収できました。

しかし、いくら貴重な資料であっても、ただ陳列して紹介するだけでは、特に文書のような地味なものの場合、単調で味気ない展示になりがちです。しかし、資料の内容とその歴史的価値を理解している方が展示に関与されたのでしょうか。この展示では、要点をおさえたい抑揚のある配列がなされていて、最後まで見飽きることなく展示室を出ることができました。文字資料ばかりの展示で知的満足を得たのは久しぶりのことです。

史料の収集について

県の機関が作成又は收受した公文書は、時の経過とともに、行政上の利用の面からは価値がなくなり、これらに記されたことも、人の記憶から次第に忘れ去られてしまう。

しかし、将来必要になる公文書を精査し、体系的に収集し、残していけば、社会の動向や県民の生活ぶり、時々の県行政の対応の仕方など県勢の歩みを知る上で貴重な記録となる。毎年、大量に発生する県の公文書の中から歴史的価値のある史料を選び出すことは大変な作業である。

当館では、永年保存の文書は保存期間が二十年を経過した時点で、保存期間が満了した有限保存の文書は十七項目の「廃棄決定文書収集基準」により歴史的に価値のあるものを選別し、収集している。

また、県が作成した広報資料や報告書などの行政刊行物も収集するシステムが確立している。にもかかわらず、公文書が誤って処分されてしまつては、システムも「絵に描いた餅」と同じである。歴史的価値のある公文書を確実に残していくためには、職員が公文書館制度をよく理解し、県の公文書は、県民共有の大切な財産であるという認識を持つ必要がある。(川瀬)

情報化時代の

公文書館

館長 鈴木勝美



パソコンやインターネットの普及は、この不況下でも急速に進んでいる。

愛知県でも、

今年一月に本庁の各課室と機関のすべてを結ぶ「行政情報システム」ができた。パソコンは、十人に一台ほどしかないが、わが公文書館の仕事にも大きな変革を起こしそうである。

たとえば、十七万冊（書棚で九キロメートル）に及ぶ所蔵資料も、目録をデータベースにすれば、手数をかけてカードを作成しなくても、短時間でより詳しく検索できるようになる。インターネットにつなげば、自宅からでもどんな資料があるかを調べることができ、資料そのものを写真や文字で提供することも可能である（すでに欧米を中心に各地で電子図書館・電子公文書館の計画が本格化している。）

公文書館で保有している資料は、大部分が県庁の発足した明治初年以降のものだが、それは日本が急速に変化し発展した時期である。私たちの近い祖

先や役所の先輩たちが、それぞれの時期に、それぞれの地域で、どのような問題にどう立ち向かったのか、現場の記録として残されているので、もっとも広く利用して欲しいと思う。

最近、地域（コミュニティ）に住む人々が自分たちで祖先の営みを学び、本にまともな動きも盛んになつており、公文書館に対する期待や関心も高まっている。先日そんな近所のグループが社務所の二階から村（字）の行政文書の詰まった一斗缶を五つ発見した。村規約、地籍図作成に関する記録、道路、河川改修の計画書・契約書、生産組合の融資記録、軍事演習の受入れ計画など。県庁や郡役所との往復文書もあり、当時の様子がよくわかる貴重なものであった。

公文書館としても、保有資料についてわかりやすく知らせることは勿論であるが、こうした地域資料についても所在情報を収集・整理し、保存・利用について助言できるようにしたいものである。その中で、地域のグループや市町村、企業、学校との関係ももっと深くなるであろう。

財政状況が厳しく、金も人も限られているが、行政情報システムを活用して、情報化時代にふさわしい開かれた公文書館活動をめざしたい。

明治の役人に親しむ

地租改正は明治政府の中心的政策一つであった。「旧来ノ歳入ヲ減セサルヲ目的」として、本県でも改正作業が進められた。

愛知県公文書館には地租改正に関する多くの県庁文書（徳川林政史研究所所蔵文書の複製）が保管されている。それらの文書から、改正業務に携わった役人達の苦勞も窺い知ることができる。例えば土地丈量（土地の測量）、地位詮評（土地の評価）をめぐって、官民の対立が激しく、改正に関する不服、苦情を願・伺として訴え出た文書だけでも十三冊（四百六十件余）に及ぶ。中には同じ村から十回も訴えが出されている例もある。

そんな中で、一人の役人が一日に何件もの起案をしている例もめずらしくない。

六等属横田太一郎（後に初代海東・海西郡長）の実父が明治十年四月に亡くなり、横田は忌中引籠（ひきかこ）を五月八日に出しているが、その同じ日に二等属岡田孤鹿（後に初代丹羽・葉栗郡長）が横田の除服（ぞくむ）伺を起案している。そ

の起案文に曰く「（前略）此節各郡村収獲原量分賦豫算等之儀ニテ殊ノ外御用繁劇ニ付明後十日除服被命度此段相伺候也」と。この時期の除服伺は横田に限らず、備前（ついで）植村武三郎の実父が十年四月に、同近藤光重の実父が五月に亡くなり、いずれも除服伺の文書が残っている。双方とも伺には「事務繁劇ニ付除服出仕被命度・・・」とある。改租業務担当の役人達は亡くなった親の供養もそこそこに、勤めに忙殺されていた様子が窺われる。

年は少し下るが、十五年十二月には「地税表編制等ノ為メ先般来一同居残事務取扱罷在候得共」期限までに整理ノ目途がたち難いので明十八日より夜業したい、ついでには「弁当料御給与相成度」という伺がみえる。井物でも食べ、年の瀬の残業に精出したのであろう。

かように、あれこれ読んでみると、百二十年昔の役人達に何やら親近感を覚え、はては十年の知己のごとく錯覚し、文書中の役人にごくろうさまなどと一人ごちている己が妙である。

（清水）

レファレンスコーナー

Q 廃藩置県で置かれた三河の諸県について調べているが、各県の県庁等の図面等はあるか。

A 愛知県の明治期の公文書は、ほとんどが他機関で所蔵されている。本館はその複製本を作成し閲覧に供している。その中に徳川林政史研究所所蔵「旧県々書類」という簿冊がある。これは、明治四年十一月に額田県が設置されたことに伴い、廃止された三河国内諸県から額田県に提出された財産引継関係の綴である。

引継ぎの際提出された書類は、引継目録（調書）のほか、建物の絵図面を作成して提出している。少なくとも、各県とも県庁舎の絵図面は作成して提出したようである。

すべての県の絵図面は綴られてなく、また、編冊のしかたから、どこの県から提出されたものか特定しかねるものもある。
 豊橋県、半原県、西尾県、挙母県、重原県の絵図面は特定できるものもある。その中で県庁舎図面と特定できるのは、豊橋県、重原県のみである。
 他に提出された絵図面は、牢獄、元士族等の邸宅図面、城郭周辺図面などがある。

(小野内)

利用案内

★開館時間

午前九時から午後五時まで

★休館日

土曜日・日曜日

国民の祝日

年末年始（十二月二十八日から一月四日まで）

整理期間（春季十日以内）

★利用方法

資料の閲覧は無料です。

資料の貸出は行いませんので、閲覧室にて閲覧してください。

資料の閲覧を希望するときは、備え付けの閲覧票に、住所、氏名、資料名を記入して提出してください。

資料の複写の希望にも応じています。（有料）

展示室においては、所蔵資料などを展示しておりますので、自由にご覧ください。

その他、不明な点は閲覧室の受付にお問い合わせください。

★インターネットのホームページを開設していますので、ご利用ください。

<http://www.pref.aichi.jp/kobunshokan/>

地下鉄名城線「市役所」下車
 5番出口

市バス「市役所」下車

名鉄バス「県庁前」下車

JR東海バス「県庁前」下車

愛知県公文書館
 愛知県自治センター
 7・8階



編集後記

▼愛知県公文書館だよりの第四号をお届けします。

今年度から、年一回の発行となりましたが、公文書館の資料の紹介を中心に、多くの方に公文書館を知っていただきたいと思っています。

▼第三次行政改革大綱により、本年度から文書課の管理となりました。

来年度は、部制再編でさらに県全体の組織が大きく変わります。

この県政の歴史的な転換期に、貴重な公文書が公文書館の知らないところで処分されないようにしていきたいものです。

愛知県公文書館だより 第四号

平成十一年十二月十五日

編集発行 愛知県公文書館

〒四六〇一〇〇〇一

名古屋市中区三の丸二一三一一

愛知県自治センター内

電話 〇五二(九六一)二二一一

(県庁代表)

FAX 〇五二(九七三)三三三五〇